



# 4月15日号から 「広報ひこね」の 配達方法が変わります

宅配（ポスティング）では、自治会への加入の有無や、住民登録の有無などにかかわらず、そのエリアのすべての世帯と事業所（事業所は配布を希望する事業所のみ）に配布します。また、「広報ひこね」を始めとする全戸配布の文書は、原則として郵便受けなどに投函しますので、あらかじめご了承ください。

また、市では、配布業務の負担軽減を図るとともに、情報提供の一元化を図るため、今回の配布方法の変更に併せて、市が発行する回覧文書を廃止します。これまで、回覧文書によって周知していた内容については、できる限り「広報ひこね」へ掲載します。

今回の変更に伴い、(社)彦根市シルバー人材センターにより宅配される区域は、このページと右のページの表のとおりです。

なお、この表以外の自治会などでは、4月以降も、これまでどおり、自治会などによって配布されます。

**問い合わせ先** 総務課 ☎30-6100、FAX22-1398

彦根市では、現在、「広報ひこね」などの配布を、自治会などをお願いしています。

今回、4月15日号から、一部の地域において、「広報ひこね」などの配布を、(社)彦根市シルバー人材センターへの委託による宅配（ポスティング）方式に切り替えます。

## 自治会区域における宅配(ポスティング)地域

学区	町名	自治会名
城東	大東町	大東町
	佐和町	佐和町第1部
	立花町	立花町
	京町二丁目	京町二丁目第3部
	京町三丁目	京町三丁目第1部
	錦町	錦町第1部
	橋向町	橋向町
	新町	新町
	大橋町	大橋町
城西	芹橋二丁目	芹橋二丁目第一
	芹橋二丁目	芹橋二丁目第3部
金城	大藪町・長曾根南町	ひばりヶ丘
	開出今町	開出今団地第1部
城北	馬場一丁目	馬場一丁目
	馬場二丁目	馬場二丁目第1部
	馬場二丁目	馬場二丁目第2部
	松原一丁目	松原一丁目第1部
	松原一丁目・松原町	松原一丁目第2部
	松原一丁目・松原町	松原一丁目第3部
	松原二丁目	松原二丁目第1部
	松原二丁目	松原二丁目第2部
	松原二丁目・松原町	松原二丁目第3部

学区	町名	自治会名
城北	松原町	松原町四ツ川
	松原町	松原町石持
	松原町	千原
	松原町	大洞
	古沢町	古沢町東山
	古沢町	佐和山西町
佐和山	古沢町	沢町
	古沢町	古沢町駅東
	古沢町	古沢町松縄手
	里根町・外町	里根町
	外町	中日本高速道路
	芹町	芹町
	芹川町	北芹川町
	西沼波町	西沼波東部
	原町	原町西団地
	原町	原町ドリームタウン
城南	戸賀町	戸賀町(町内会)
	小泉町	小泉町(町内会)
	竹ヶ鼻町・西今町	竹ヶ鼻町
	竹ヶ鼻町・西今町	コモンタウン南彦根
	竹ヶ鼻町	プレステージ竹ヶ鼻
	西今町	西今町第1区

学区	町名	自治会名
城南	西今町	西今町第2区
	西今町	西今町第3区
	西今町	西今町第4区
	西今町	西今町第5区
	宇尾町	宇尾町
城陽	日夏町	日夏町筒井
	日夏町	日夏町安田
	日夏町	中沢
	日夏町	日夏町島
若葉	日夏町	日夏ニュータウン第4区すずらん
	日夏町	サンタウン日夏
	日夏町	ドリームタウン日夏
鳥居本	鳥居本町	鳥居本町上町
	鳥居本町	樋ノ口団地(町内会)
	宮田町	宮田町物生山
高宮	高宮町	高宮町日之出西
河瀬	葛籠町・西葛籠町・極楽寺町	葛籠町
	西葛籠町	フロンティアタウン
	野口町・川瀬馬場町	野口町
	川瀬馬場町	川瀬馬場町
	極楽寺町	極楽寺町(町内会)
	金剛寺町	金剛寺町
法士町・犬方町	法士町	
亀山	賀田山町	茂賀
稲枝東	稲枝町	稲枝東
稲枝北	柳川町	柳川町
稲枝西	上稲葉町	上稲葉町

## 自治会未結成区域における 宅配(ポスティング)地域

学区	町名	自治会名
金城	大藪町	ウェルタウン大藪
	開出今町	開出今第2管理組合
城北	松原町	鴨の巣
佐和山	古沢町	グリーンステージ彦根
若葉	日夏町	サンフラットおがた
鳥居本	原町	平原ハイツ



## 新たに指定管理者による 管理を始めます

指定管理者制度とは、よりよいサービスの提供や、効率的な運営を目的として、彦根市が設置している文化施設やスポーツ施設、社会福祉施設などの公の施設の管理を「指定管理者」に任せる制度です。彦根市では平成18年度から導入しています。

4月1日から、新たに次の①～③の施設で指定管理者による管理を始めます。また、④の施設は、現在の指定管理者が引き続き指定管理者となります。

各施設の内容などについては、各担当課までお問い合わせいただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

- ①京橋口駐車場  
指定管理者 社団法人 彦根観光協会  
指定期間 4月1日～平成24年3月31日（4年間）  
問い合わせ先 観光課 ☎30-6120、FAX22-1398
- ②彦根市中地区公民館  
指定管理者 中地区交流の館運営協議会  
指定期間 4月1日～平成24年3月31日（4年間）  
問い合わせ先 教育委員会生涯学習課 ☎24-7971、FAX23-9190
- ③彦根市中老人福祉センター  
指定管理者 彦根市老人クラブ連合会  
指定期間 4月1日～平成25年3月31日（5年間）  
問い合わせ先 介護福祉課 ☎23-9660、FAX26-1768
- ④彦根市ふたばデイサービスセンター  
指定管理者 医療法人 友仁会  
指定期間 4月1日～平成25年3月31日（5年間）  
問い合わせ先 介護福祉課 ☎23-9660、FAX26-1768